

令和 5 年度

個別指導等における主な指摘事項（調剤）

九州厚生局

目次

I 調剤全般に関する事項	
1 処方箋の取扱い	2
2 処方内容に関する薬学的確認	3
3 調剤済処方箋の取扱い	4
II 調剤技術料に関する事項	
1 地域支援体制加算	5
2 薬剤調製料	6
III 薬学管理料に関する事項	
1 薬剤服用歴等	7
2 調剤管理料	8
3 服薬管理指導料	10
4 かかりつけ薬剤師指導料	15
5 外来服薬支援料	16
6 服薬情報等提供料	17
IV 事務的事項	
1 標示	18
2 登録・届出事項	19
3 掲示事項	20
4 一部負担金等の取扱い	21
V その他	
1 保険請求に当たっての 請求内容の確認	22
2 保険外負担	23
3 関係法令の理解	24
4 指導への理解	25

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

◎ 処方箋について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている。
 - ✓ 用法の記載がない。
 - ✓ 用法の記載が不適切である。
 - ✓ 用量の記載が不適切である。

I 調剤全般に関する事項

2 処方内容に関する薬学的確認

◎処方内容について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）。
 - ✓ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
 - ✓ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
 - ✓ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
 - ✓ 過量投与が疑われるもの
 - ✓ 漫然と長期にわたり処方されているもの

I 調剤全般に関する事項

3 調剤済処方箋の取扱い

◎調剤済処方箋について、次の不適切な例が認められた。

▶ 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない。

- ✓ 保険薬剤師の記名又は押印
- ✓ 調剤済年月日
- ✓ 保険薬局の名称、所在地

Ⅱ 調剤技術料に関する事項

1 地域支援体制加算

◎地域支援体制加算について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 管理薬剤師（施設基準の届出時点から変更されている者も含まれる。）について要件を満たしていない。
 - ✓ 当該保険薬局に週32時間以上勤務していること
 - ✓ 施設基準の届出時点において当該保険薬局に継続して1年以上在籍していること

Ⅱ 調剤技術料に関する事項

2 薬剤調製料

◎ **薬剤調製料（調剤料）について、次の不適切な例が認められた。**

- ▶ 内服薬（薬剤名及び薬剤量）につき、1 剤とすべきところ、2 剤として算定している。
- ▶ 服用時点から屯服薬と考えられる薬剤について内服薬として算定している。
- ▶ 屯服薬を内服薬として算定している。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴等

◎ 薬剤服用歴等について、次の不適切な例が認められた。

▶ 次の事項の記載がない、又は不十分である。

- ✓ 処方及び調剤内容等
- ✓ 手帳活用の有無

* 手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無等

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

2 調剤管理料

◎重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 残薬について、薬剤服用歴等に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。
- ▶ 「残薬調整に係るものの場合」を算定しているが、残薬について、処方医に対して、連絡・確認を行っていない。
- ▶ 「残薬調整に係るものの場合」に「残薬調整に係るもの以外の場合」の加算を算定している。
- ▶ 「残薬調整に係るもの以外の場合」を算定しているが、単なる処方医による事務的な記載誤りの場合に算定している。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

2 調剤管理料

（重複投薬・相互作用等防止加算の続き）

- ▶ 処方の変更が行われなかった場合に算定している。
- ▶ 薬剤の増量の際に算定している。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

3 服薬管理指導料

◎服薬管理指導料（薬剤服用歴管理指導料）について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 服薬指導の要点について、同様の内容を繰り返し記載している。
- ▶ 患者に対して、手帳を活用することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行っていない。
- ▶ 手帳を持参している患者に対して、服薬管理指導料（薬剤服用歴管理指導料）の「注1」ただし書の点数を算定している。

◎薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 情報提供を行った保険薬剤師の以外の氏名が記載されている。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

3 服薬管理指導料

◎薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 電子的に保存している記録が、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に準拠していない。
 - ✓ パスワードの要件を満たしていない。
 - * 英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的（最長でも2ヶ月以内）に変更又は13文字以上の推定困難な文字列の使用
 - ✓ 医療情報システムにアクセスログを収集及び記録する機能がない場合において、システム操作に係る業務日誌が備えられていない。
 - ✓ 運用管理規程にシステム監査の内容を定めていない。
 - ✓ 運用管理規程に定めているシステムの監査を実施していない。
 - ✓ 定期的に職員に対し個人情報の安全管理に関する教育訓練を行っていない。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

3 服薬管理指導料

◎特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない
- ▶ 特に安全管理が必要な医薬品が処方されている場合に、必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
- ▶ 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
- ▶ 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して、患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない。
- ▶ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴等に記載していない。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

3 服薬管理指導料

◎乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 薬剤服用歴等に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載が不十分である。
- ▶ 継続的に服薬指導を実施した場合に同様の内容を繰り返し記載している。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

3 服薬管理指導料

◎吸入薬指導加算について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 患者の同意を得ていない。
- ▶ 保険医療機関に文書による吸入指導の結果等（吸入指導の内容や患者の吸入手技の理解度等）に関する情報提供を行っていない。
- ▶ 保険医療機関からの求めがない場合に算定している。
- ▶ 患者若しくはその家族等の求めがあった場合に医師の了解を得ずに算定している。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

4 かかりつけ薬剤師指導料

◎ かかりつけ薬剤師指導料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 服薬指導等の要点を薬剤服用歴等に記載していない。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

5 外来服薬支援料

◎ 外来服薬支援料 1 について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 患者の薬剤を整理し、日々の服薬管理が容易になるよう支援していないのに算定している。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

6 服薬情報等提供料

◎服薬情報等提供料について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 服薬情報等提供料 1 について、保険医療機関から情報提供の求めがないのに算定している。
- ▶ 服薬情報等提供料 2 について、現に患者が受診している保険医療機関に対して、服薬状況等について文書（別紙様式 1－1 又はこれに準ずる様式の文書）等により情報提供を行っていない。
- ▶ 服薬情報等提供料 2 について、薬剤服用歴等へ次の事項の記載が不十分である。
 - ✓ 患者又はその家族等の求めがあった場合において、患者の服薬期間中に情報提供した事項、服薬期間中及び処方箋受付時に確認した患者の服薬状況及び指導内容等

IV 事務的事項

1 標示

◎ 標示について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 保険薬局である旨の標示がない。

IV 事務的事項

2 登録・届出事項

◎登録・届出事項について、次の不適切な例が認められた。

▶ 次の届出事項の変更が認められた。

- ✓ 管理薬剤師の異動
- ✓ 保険薬剤師の異動
- ✓ 開局時間の変更
- ✓ 休業日の変更

IV 事務的事項

3 掲示事項

◎ 掲示事項について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 調剤報酬点数表の一覧等の掲示がない。
- ▶ 後発医薬品調剤体制加算について、後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。
- ▶ 夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯を保険薬局内の分かりやすい場所に掲示していない。
- ▶ 届出と異なる開局時間を表示している。
- ▶ 九州厚生局長に届け出た事項に関する事項の掲示がない、又は掲示が誤っている。
- ▶ 明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。
- ▶ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。

IV 事務的事項

4 一部負担金等の取扱い

◎領収証又は明細書について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 領収証が「点数表の各節単位で金額の内訳の分かるもの」になっていない。
- ▶ 消費税に関する記載がない。

V その他

1 保険請求に当たっての請求内容の確認

◎ 保険請求について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴等又は調剤報酬明細書の確認が適切に行われていない。

V その他

2 保険外負担

◎保険外負担について、次の不適切な例が認められた。

- ▶ 患者からの実費徴収に当たり、患者の同意について、徴収に係るサービスの内容及び料金を明示した文書に患者側の署名を受けることにより同意の確認が行われていない。
- ▶ 実費徴収に係る次の事項について、薬局の内側の見えやすい場所に掲示していない。
 - ✓ 薬剤の容器の費用
 - ✓ 患家等への調剤した医薬品の持参料及び郵送代
 - ✓ 患者の希望に基づく内服用固形剤の一包化の費用

V その他

3 関係法令の理解

- ▶ 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法等の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。

V その他

4 指導への理解

- ▶ 開設者は、今回の指導結果の内容を踏まえ、同様に開設者となっている他の保険薬局について状況の把握を行い、業務内容等について必要な改善を行う等、保険調剤の質的向上及び一層の適正化を図ること。